

## (6) 資本金別法人数に関する調

区分 資本金別	分割法人							県内法人			合計			その他				
	利益法人			欠損法人				小計 ①+② ③	利益法人 ④	欠損法人 ⑤	小計 ④+⑤ ⑥	利益法人 ①+④	欠損法人 ②+⑤	小計 ③+⑥	不申告 法人	休業中 の法人	清算中 の法人	所在不明 法人
	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ①	2の県に またがる もの	3以上の 県にまた がるもの	計 ②												
300万円未満	7	1	8	9	1	10	18	380	814	1,194	388	824	1,212	133	98	40	0	
300万円以上 1,000万円未満	33	5	38	60	8	68	106	2,111	4,878	6,989	2,149	4,946	7,095	338	242	212	1	
1,000万円	45	37	82	50	14	64	146	1,377	2,781	4,158	1,459	2,845	4,304	134	87	134	0	
1,000万円超 5,000万円未満	83	49	132	52	15	67	199	847	995	1,842	979	1,062	2,041	36	29	50	0	
5,000万円以上 1億円未満	24	37	61	27	15	42	103	123	146	269	184	188	372	5	4	4	0	
1億円	2	3	5	1	5	6	11	12	12	24	17	18	35	0	1	0	0	
1億円超 10億円未満	6	19	25	2	6	8	33	29	8	37	54	16	70	1	1	2	0	
10億円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
10億円超 50億円未満	0	10	10	1	1	2	12	4	0	4	14	2	16	0	0	0	0	
50億円	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	
50億円超 100億円未満	0	2	2	0	0	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	
100億円以上	0	3	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	
<b>合 計</b>	<b>200</b>	<b>167</b>	<b>367</b>	<b>202</b>	<b>65</b>	<b>267</b>	<b>634</b>	<b>4,883</b>	<b>9,634</b>	<b>14,517</b>	<b>5,250</b>	<b>9,901</b>	<b>15,151</b>	<b>647</b>	<b>462</b>	<b>442</b>	<b>1</b>	

(注) 1 この調は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までの間に事業年度が終了し、かつ、当該事業年度までに申告納付期限の到来した普通法人(収入金額課税の法人を除く。)について確定申告の段階で作成した。

2 上期または下期のいずれかに利益がある場合には利益法人とし、上期および下期ともに欠損の場合には欠損法人とした。

なお、不申告法人か否かについても、上期または下期のいずれかに申告があれば不申告法人とはせず、上期および下期ともに不申告である場合に不申告法人とした。

不申告法人について、上期または下期のいずれか、または上期および下期とも決定があったときは、不申告の欄に記載していない。

3 資本金の区分については、最終事業年度の期末現在における資本金の額による。

4 分割法人については、当該法人の主たる事務所又は事業所が県内に所在するものについて記載した。